

○一部事務組合下田メディカルセンター一般職の任期付職員の採用等に関する条例

令和2年8月25日
一部事務組合下田メディカルセンター条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項及び第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、一部事務組合下田メディカルセンター職員（以下「職員」という。）の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の任期を定めた採用については、下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年下田市条例第10号）の例による。

(委任)

第3条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。